

「多様な人材採用手法導入支援事業」 Q & A

【本事業の概要について】

Q トラベルワーキングとはどのようなものか。

- ・地域外からの人材を呼び込み、滞在しながら働く仕組み。主に観光地・温泉地の旅館やリゾートホテルで導入されています。
- ・想定される従事期間は、数日～数ヶ月程度。

<マッチングサービスの例>

- ・おてつたび
- ・リゾートバイト.com
- ・ワクトリ
- ・SAGOJO など

Q スポットワークとはどのようなものか。

- ・地域内の働き手が、隙間時間等を活用して数時間単位の単発で働く仕組み。主に都市部のシティホテルやビジネスホテルで導入されています。
- ・想定される従事期間は、数時間～1日（単発）程度。

<スポットワークの例>

- ・タイミー
- ・シェアフル
- ・スポットバイトル
- ・LINEスキマニ など

Q 補助対象事業は具体的にどのようなものか。

本事業は、働き手と宿泊施設との仲介から契約までを一元的に管理するシステム（マッチングサービス）を利用して人材を確保する事業が対象であり、以下の2つの枠があります。

なお、令和8年6月22日（月）から令和9年1月15日（金）までの期間に従事す

る人材を新たに確保し、かつ、マッチングサービス運営事業者への支払いを同年1月31日（日）までにすべて完了した事業が対象となります。

<トラベルワーキング枠>

- ・滞在先で働き手として従事しながら観光を行う旅行者と、補助対象事業者を仲介するマッチングサービスを利用して人材を確保する事業であること。
- ・確保した人材の従事期間が、3日以上2か月以下であること。
- ・確保した人材は、従事する宿泊施設の所在する市町村以外の地域に居住する者であること。
- ・従事期間中は、宿泊事業者が宿泊場所を提供すること。

<スポットワーク枠>

- ・隙間時間等を利用して働く短時間勤務（単発）の働き手と、補助対象事業者を仲介するマッチングサービスを利用して人材を確保する事業であること。
- ・確保した人材は、居住地を問わない。

Q トラベルワーキング枠とスポットワーク枠の両方に申請することはできるか。

本事業では、トラベルワーキング枠（1施設当たり最大15万円）とスポットワーク枠（1施設当たり最大3万円）の両方に申請することが可能です。両方採択された場合、最大で【15万円+3万円=18万円】の補助を受けることができます。

【申請手続き・スケジュールについて】

Q 交付申請および実績報告はいつまでに提出すればよいか。

補助金交付申請書および実績報告書の提出期限は、令和9年1月18日（月）から同年2月5日（金）まで（必着）とし、一斉に受け付けます。

なお、令和8年6月22日（月）から令和9年1月15日（金）までの期間に従事する人材を新たに確保し、かつ、マッチングサービス運営事業者への支払いを同年1月31日（日）までに全て完了した事業が対象となります。

Q 早く申請した方が、審査や交付額で有利になりますか。

交付申請期間内であれば、申請時期による有利・不利は一切ありません。本事業は、申請期間終了後に、受け付けた全ての申請を一斉に審査しますので、条件を満たしてい

れば、等しく交付の対象となります。

ただし、交付申請額の合計が県の予算額を上回る場合は、当該予算額と交付申請額の合計における割合により、申請額を按分した額に減額して交付決定をします。このため、予算の状況によっては全額が交付されない場合がありますので、あらかじめ御了承ください。

【対象となる働き手について】

Q トラベルワーキング枠を利用する場合、近隣(市内)の人を採用しても対象になるか。

対象になりません。トラベルワーキング枠で確保する人材は、従事する宿泊施設の所在する市町村以外の地域に居住する者である必要があります。

Q スポットワーク枠を利用する場合、同じ働き手が複数回働きに来ても対象になるか。

対象になります。スポットワーク枠で確保した人材は居住地を問わず、同一の働き手が複数回にわたり従事した場合も、それぞれの従事に係る経費を補助対象とすることができます。

【対象経費・補助金額の計算について】

Q 対象外となる経費はどのようなものか。

次の経費は対象外です。

- ・ 働き手に対する賃金・報酬
- ・ 消費税および地方消費税相当額
- ・ 期間外の経費または支払いが未完了の経費
- ・ 銀行の振り込み手数料
- ・ (スポットワーク枠) 働き手が負担した分の旅費

また、申請時は以下の点にも注意してください。

- ・ 事前届出日以降に従事した働き手に係る経費が補助対象となります。
- ・ マッチングサービス上での求人・募集活動は、事前届出の前であっても問題ありませんが、従事開始前の届出が必要です。

Q マッチングサービスの利用料等にかかる消費税は、対象経費に含めて計算できるか。

補助対象事業における消費税及び地方消費税相当額は、補助対象経費から除きます。交付申請書等に記載する金額は、全て消費税等を除いた金額（税抜き）で記載してください。

なお、トラベルワーキング枠で申請する場合は、別添の「交付申請額計算シート」をご活用ください。

Q 交付申請額における、1円や100円単位の端数はどうすればよいか。

補助金の額に千円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てて申請してください。なお、切り捨てた端数分については自己負担となります。